

議案第 135 号

松阪市防災センター及びコミュニティ消防センター条例の一部改正について

松阪市防災センター及びコミュニティ消防センター条例（平成 17 年松阪市条例第 230 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 11 月 21 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市防災センター及びコミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例

松阪市防災センター及びコミュニティ消防センター条例（平成 17 年松阪市条例第 230 号）の一部を次のように改正する。

別表有間野地区コミュニティ消防センターの項及び長瀬地区コミュニティ消防センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。